

<修士論文賞>

母子世帯の貧困解決についての一考察 —母子シェアハウスの活用可能性—

A Study on Solving Poverty in Single Mother Household — Possibility of Shared Housing —

東洋大学大学院経済学研究科 公民連携専攻 修士課程 唐 松 奈津子

Research Partner / Toyo University PPP Research Center

Natsuko KARAMATSU

ABSTRACT:

This study aims to examine the possibility of shared housing for single mother household which expected to meet their housing needs. The methodology of the study is (1) interview for private corporations who plan and operate the shared housing for single mother household, (2) trial calculation based on statistics. Author point out that shared housing meets single mothers households' housing needs in terms of collaboration on child care and housework by residents and also has a sharing effect. In addition, national and local government investment costs is also mentioned.

キーワード：母子世帯、都市、住宅問題、シェアハウス

Keywords: Single Mother Household, Urban Area, Housing Issue, Shared Housing

第1章 研究の背景と目的

近年、子どもの貧困問題がクローズアップされ、背景の一つとして母子世帯の貧困問題が取り上げられている。母子世帯の生活・就労において、さまざまな経済的・社会的施策が採られているが、世帯の消費支出項目の中で最も大きな負担をしめる「住居」については未だ十分なサポートが整備されているとは言い難い。母子世帯も含め、住宅に困窮する世帯は今後さらに増加する見込みであるが、公的居住施策の代表である公営住宅のみでは住宅数が追いつかず、財政悪化による運営難もあり、民間との連携が不可欠な状況になっている。

非就労者ならびに低所得者の中でも、とりわけ母子世帯の母が就労することで世帯が自立し、収入が増加した場合は、単身世帯の場合よりも世帯人員が多いため、支援の費用対効果が大きくなるが見込める。

さらには、「貧困の連鎖」を断ち切り、将来的な貧困の回避にもなりうる可能性がある。

筆者は母子世帯の居住について研究を進める中で、近年注目を集めている「母子シェアハウス」に着目した。特に都市部において経済的貧困・社会的貧困に窮する母子世帯が1つの住まいに集住することで、生活環境の改善と就労促進を実現できれば、社会保障費の増加や子どもの貧困問題解決の一方策となりうる。本研究では母子シェアハウスの現状を明らかにし、母子世帯、民間事業者、国・地方自治体にもたらす効果と可能性を明示することを目的とした。

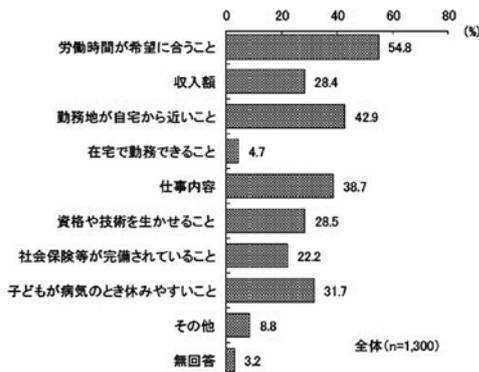
第2章 母子世帯の貧困

厚生労働省(2017)「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」¹によると、1993年に79万世帯であった母子世帯数は年々増加し、2016年までの23年間で

123.2万世帯へと約1.6倍に増加している事実を報告している。母子世帯の平均年間収入は243万円であり、これは厚生労働省（2019）「平成30年国民生活基礎調査」ⁱⁱによる児童のいる世帯の平均所得を100として比較したときに、49.2の値となり、半数以上が貧困線以下の収入である。

東京都世田谷区（2019）「ひとり親家庭調査報告書」ⁱⁱⁱ（図表1）では、仕事を選ぶ優先度として最も多いものが「労働時間が希望に合うこと」で54.8%、次いで「勤務地が自宅から近いこと」42.9%、「子どもが病気の時休みやすいこと」31.7%と、育児と仕事との両立の中で収入以上に労働時間や通勤時間を重視しながら職業選択を行っている様子が垣間見える。

図表1：仕事を選ぶ優先度（複数回答3つまで）



出典：世田谷区（2019）「ひとり親家庭調査報告書」

また、世帯の収入は子どもの学力や教育にも大きな影響を与える。文部科学省（2014）の調査^{iv}によると、小・中学生がいる家庭が自己負担する教育支出（学習費）のうち、68.2%が学校外教育費（学習塾や習い事等の費用、当調査では「補助学習費」）であり、お茶の水女子大学（2014）の調査^vでは、この学校外教育支出の差が、子どもの学力の差につながることを指摘している（図表2）。

さらに、労働政策研究・研修機構（2018）によると最終学歴の差は、将来の生涯賃金の差にも繋がること、明らかになっている。学力によって学校への進学、最終学歴が決まることを前提とすれば、相対的に年間収入が低く、学校外教育費の捻出が少ないと考えられる母子世帯の子どもにおいては、学力低下、ひいては将来的な所得低下が危惧される。母子世帯はこのように近年、社会問題視されている「貧困の連鎖」に瀕している世帯と言える。

第3章 母子世帯の貧困と居住の関係

母子世帯の所得低下の背景として近藤・葛西（2012）^{vi}は、母子世帯の多くが、就労に不利な地域であっても親類や知人などから私的育児支援が得られる地域を居住地として選択すること、また育児施設から徒歩15分圏内に職場を確保するなど、育児問題の解

図表2：家庭の「学校外教育支出」と学力の関係

	小6					中3				
	国語A	国語B	算数A	算数B	%	国語A	国語B	数学A	数学B	%
支出はまったくくない	53.4	39.6	67.9	48.0	13.2	71.6	61.5	54.1	32.9	16.5
5千円未満	58.8	44.7	74.4	54.7	14.0	75.4	66.8	59.2	38.3	6.4
5千円以上1万円未満	61.3	47.6	76.2	56.4	23.5	77.5	69.5	63.5	42.4	12.4
1万円以上1万5千円未満	63.2	50.6	78.0	59.0	17.2	76.8	67.2	63.9	41.0	9.2
1万5千円以上2万円未満	64.0	52.0	79.5	60.9	11.0	75.5	66.6	64.4	41.3	10.5
2万円以上2万5千円未満	66.8	54.2	80.6	62.9	7.3	76.3	66.6	65.0	41.5	13.1
2万5千円以上3万円未満	69.2	56.7	84.2	64.9	4.5	77.1	68.0	66.9	44.2	12.7
3万円以上5万円未満	74.2	61.3	85.1	70.6	5.6	79.6	71.8	69.7	47.6	16.4
5万円以上	79.7	63.8	88.9	76.2	3.9	79.5	73.0	70.3	48.2	2.8
合計	62.7	49.4	77.2	58.5	100.0	76.3	67.3	63.5	41.4	100.0

出典：国立大学法人お茶の水女子大学（2014）「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査」

図表 3：旧居住地と居住地選択理由の関係

Former residential area	Because of relatives	Because of Childcare's School and Childcare	To gain better job opportunities	Fewer stigma toward single mothers	Because there was available public housing	Availability of cheaper rental housing	To gain better social welfare	No reason	Others	The number of valid responses
Not moved	9 14.3%	25 39.7%	9 14.3%	2 3.2%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.6%	35 55.6%	1 1.6%	63
Osaka City	45 36.6%	65 52.8%	35 28.5%	8 6.5%	20 16.3%	14 11.4%	1 0.8%	3 2.4%	23 18.7%	123
Osaka Pref.	31 75.6%	16 39.0%	6 14.6%	1 2.4%	8 19.5%	2 4.9%	1 2.4%	1 2.4%	3 7.3%	41
Other Pref.	38 84.4%	16 35.6%	11 24.4%	1 2.2%	4 8.9%	6 13.3%	1 2.2%	0 0.0%	6 13.3%	45
Total	123 45.2%	122 44.9%	61 22.4%	12 4.4%	34 12.5%	23 8.5%	4 1.5%	39 14.3%	33 12.1%	272

Note: Results based on multiple answers; 12 non-responses

出典：Kuzunishi (2008) "Problem Mismatch between the Process of Securing Permanent Housing and Housing policy for Single Mother Households in Japan"

決を最優先した居住地選択、就労の確保を行なっている実態を解明している。これは母子世帯の多くが、労働条件よりも育児と仕事との両立を実現できる居住条件を優先しているために、就労においては低収入でも甘受せざるを得ない状況にあるものと推察される。

図表 3 は、Kuzunishi (2008)ⁱⁱⁱで大阪市在住の母子世帯の旧居住地と居住地選択理由の関係を表したものであるが、遠方（大阪市以外、大阪府以外）から大阪市に転入してきた世帯の実に 8 割前後が「親類を頼って転居」したことがわかる。また、移転をしなかった、あるいは大阪市内での移転にとどめた母子世帯の多くが「子どもの通学や保育」を理由に旧居住地に住み続けるか、近隣の範囲で移転していることがわかる。それらのニーズの高さに比べると、「公営住宅への入居」「より家賃の低い住宅への入居」といった理由で居住地選択を行なっている母子家庭は 0%～19.5%と少ない。一方、「より良い就労機会を得るため」に大阪市内に住み続ける層または大阪市内に移転してきた層が 14.3%～28.5%と一定数存在することも見逃せない事実である。

わが国における母子世帯向けの居住関連施策として代表的なものには、公的賃貸住宅制度、住宅扶助・住宅補助制度、新たな住宅セーフティネット制度等が挙げられる。

公的賃貸住宅においては空き家が増加している一方で、母子世帯のニーズに応えるもの、求める居住条件を満たすものが少なく、希望の公営住宅に当選しないなど、需要と供給のミスマッチが生じている。

住宅扶助・住宅補助制度は居住における経済面を支援する制度であるが、大家のひとり親世帯に対する「入居拒否感」、入居申し込み時の「審査落ち」等、住宅の確保が困難な状況を改善できる方策になり得ているとは言い難い。

2017 年 10 月には「新たな住宅セーフティネット制度」がスタートしたが、これは住宅確保要配慮者が増加する見込みに対し、近年増加している民間の空き家・空き室を活用することを目的としたものである。国土交通省の掲げる 2020 年度末までに 17.5 万戸の約 3 年間の登録目標に対し、残り 1 年となった 2019 年 12 月 30 日時点で登録件数が 1,169 件 19,499 戸⁽¹⁾、達成率は 11.1%と進捗は芳しくない状況である。

試しに現在登録されている住戸の中から「子育て者」入居可能で専有面積 30㎡以上の物件に絞って検索したところ、全国で 10,279 戸、東京都世田谷区では 6 戸であった。その内、母子世帯の入居を拒否しない住宅がどれほどあるかは不明であり、世田谷区在住の母子世帯 2,755 世帯⁽²⁾にとって現実的に入居可能な供給数であるとは言い難い。

さらに公的賃貸住宅、一般賃貸住宅のいずれにおいても育児支援サービスを併設する物件は数が少ないため、母子世帯の母が就労と育児・家事を両立するにあたっては親類や友人による私的育児支援に頼らざるをえない、保育施設の開所時間内で通勤が可能な就業条件の仕事に限定せざるをえない状況である。

第4章 仮説

前章までで確認した母子世帯の貧困を取り巻く現状を踏まえて解決策を模索するため、第5章以降では以下の仮説に基づいて、検証を行う。

1. 母子世帯の貧困問題解決において、都市近郊では2008年から民間で事業展開されているサービス付き母子シェアハウスへの入居が有効ではないか。
2. サービス付き母子シェアハウスの運営に公民連携で取り組むことにより、(i) 母子世帯、(ii) 運営事業者、(iii) 国・地方自治体の三者それぞれに効果が期待できるのではないか。
3. 「新たな住宅セーフティネット制度」の登録要件見直しにより、その活動を推進できないか。

仮説の検証にあたっては、以下の方法で行った。

- I. 先行研究と (i) 母子世帯、(ii) 運営事業者へのインタビュー調査
- II. 都市部に居住する母子世帯のモデルケースを設定した試算

〈用語の定義〉

本論文では、使用する用語を以下のように定義する。

- ・母子シェアハウス：
一つの住居のうち、リビングやキッチンなど一部の空間を複数人で共有して暮らす母子世帯向けの集住型賃貸住宅
- ・サービス付き母子シェアハウス：
サービスとして最低限、保育機能を付加する母子シェアハウス

〈本論文での単位について〉

本論文では、収入表記の単位について複数の表現が生じているが、元となる参照データの単位が異なっており、統一することが困難であったため、以下の通り使い分けている。

- ・年間収入：就労収入、各種手当等も含めた税込収入
- ・就労収入：就労によって得た収入

第5章 母子シェアハウス運営の現状

本研究にあたり、母子シェアハウスの物件情報を掲載するWEBサイト等をもとに調査したところ、全国で約30物件の母子シェアハウスの存在を確認した(図表4)。

葛西他(2018)^{viii}では、これらの母子シェアハウスの建物は自社物件、サブリースが同程度で戸建が6割を占めること、玄関・水回り共用の形態が多いこと、専用居室の平均規模は12.63㎡(約7.8畳)であること、家賃と共益費を合わせた住居費は7万円以下の物件が約6割、10万1円以上の物件も2割以上存在すること、居住世帯の育児・家事等については生活支援サービスを付帯しているところが約6割であることなどを明らかにしている。

本研究にあたり、東京都23区内と首都圏郊外で母子シェアハウスの運営を行う2事業者にインタビューを行なったところ、両者ともに運営上の最優先課題として挙げたことが「空室リスク」の問題であった。母子世帯というニッチな需要に対する供給であるためマッチングが難しいこと、また自立準備期間の仮住まいとして入居する母子世帯も多く入れ替わりが激しいこと、運営上の収支バランスを考えた際に家賃設定を高く設定せざるをえず、低所得層の多い母子世帯の中でさらに対象者を狭める選択を迫られていること等の苦悩が聞かれた。

第6章 母子世帯の母子シェアハウスへの入居による効果の検証

効果検証にあたり、まず、年収増加に応じて母子世帯の消費支出項目がどのように変化するかについて総務省(2014)「全国消費実態調査」^{ix}の数値をもとに

図表 4：母子シェアハウス一覧

No.	所在地	交通	賃料	備考
1	東京都杉並区	京王井の頭線浜田山駅徒歩 12 分	不明	
2	東京都世田谷区	東急田園都市線用賀駅徒歩 15 分	78,000 ～ 105,000 円	
3	東京都練馬区	西武池袋線大泉学園駅徒歩 15 分	40,000 円	
4	東京都豊島区	都電荒川線庚申塚駅徒歩 1 分	39,000 ～ 61,000 円	
5	群馬県前橋市	J R 両毛線前橋大島駅徒歩 25 分	32,700 ～ 39,600 円	公営・1フロア
6	神奈川県横浜市磯子区	京急本線金沢文庫駅徒歩 18 分	62,000 ～ 65,000 円	
7	神奈川県伊勢原市	小田急小田原線伊勢原駅徒歩 19 分	46,000 円	
8	神奈川県伊勢原市	小田急小田原線伊勢原駅徒歩 12 分	36,000 ～ 42,000 円	
9	神奈川県横浜市磯子区	京急本線杉田駅徒歩 10 分	30,000 ～ 60,000 円	
10	神奈川県川崎市中原区	J R 南武線武蔵中原駅徒歩 650m 徒歩 8 分	70,000 円	
11	千葉県流山市	各線南流山駅徒歩 6 分	49,000 ～ 57,000 円	
12	埼玉県朝霞市	東武東上線朝霞駅バス 6 分	不明	
13	大阪府大阪市港区	大阪市営中央線大阪港駅徒歩 3 分	38,000 ～ 42,000 円	
14	大阪府大阪市平野区	大阪市営谷町線喜連瓜破駅徒歩 10 分	70,000 円	
15	東京都新宿区	都営大江戸線牛込柳町駅徒歩 5 分	70,000 円	
16	東京都杉並区	J R 中央線阿佐ヶ谷駅徒歩 6 分	70,000 ～ 102,000 円	
17	東京都杉並区	西武新宿線井荻駅徒歩 8 分	55,000 ～ 80,000 円	
18	東京都中野区	J R 中央線中野駅徒歩 14 分	96,000 ～ 97,000 円	
19	東京都町田市	小田急小田原線玉川学園前駅徒歩 12 分	35,000 ～ 45,000 円	
20	東京都目黒区	東急東横線自由が丘駅徒歩 11 分	50,000 ～ 119,000 円	
21	愛知県名古屋市中村区	近鉄名古屋線米野駅徒歩 1 分	30,000 円	
22	愛知県名古屋市中村区	名古屋市営地下鉄鶴舞線塩釜口駅徒歩 15 分	45,000 円	
23	愛知県江南市	名鉄犬山線江南駅徒歩 10 分	39,000 ～ 50,000 円	
24	愛知県日進市	名古屋市営地下鉄鶴舞線平針駅徒歩 22 分	44,000 ～ 50,000 円	
25	大阪府大阪市	大阪市営地下鉄中央線大阪港駅徒歩 3 分	36,000 ～ 38,000 円	
26	大阪府大阪市	大阪市営地下鉄千日前線南巽駅徒歩 8 分	不明	
27	三重県津市三重県津市	高田本山駅から徒歩 17 分	12,000 ～ 30,000 円	
28	広島県広島市西区	広島電鉄 6 系統舟入幸町駅徒歩 14 分	46,000 ～ 52,000 円	
29	福岡県宮若市	J R 筑豊本線小竹駅バス徒歩 1 分	39,500 ～ 40,500 円	
30	鹿児島県鹿児島市	鹿児島市電 1 系統騎射場駅徒歩 5 分	25,000 ～ 27,000 円	
31	沖縄県那覇市	ゆいレール壺川駅徒歩 15 分	不明	

筆者作成、大手シェアハウスポータルサイト株式会社ひつじ不動産のファミリー向けハウスのページ (<https://www.hituji.jp/comret-family>) ならびに母子シェアハウスの紹介を専門とする WEB サイトマザーポート (<https://motherport.net/>) の閲覧による確認

確認した。ただし、家計調査の「住居」費は、持ち家世帯や親世代との同居世帯も含めた数値であり、現実的に想定しうる一般賃貸住宅の入居にかかる家賃とは乖離があったため、「住居」費については別途算出した⁽³⁾ (図表 5)。これを反映し、グラフ化したものが図表 6 である。

結果、年収に比例して大きく変化する消費支出項目として「住居」費、「食料」費が挙げられること、年間収入 300 万円付近で大きく増加する支出項目として「住居」費、「教育」費、「教育娯楽」費「その他の消費支出」があることを確認した。「教育娯楽」費には、教養娯楽用耐久財、教養娯楽用品、書籍他の印刷物、教養娯楽サービス、インターネット接続料が含まれる。また、「その他の消費支出」には、諸雑費、交際費、仕送り金が含まれる。

さらに、世田谷区の就労収入月額 30 万円の母子世帯をモデルケースに、一般賃貸住宅とサービス付き母

子シェアハウスに入居した場合の消費支出項目の変化について比較した。

本論文で母子世帯が入居する想定の子サービス付き母子シェアハウスは、世田谷区に現存するサービス付き母子シェアハウスをモデルとし、東急田園都市線「用賀」駅から徒歩 15 分に立地する。ここでは、「平日 21 時までの子どもの見守り」「平日の夕食提供」「保育園へのお迎え (有料、別途 10,000 円)」の 3 つのサービスを提供している。

一般賃貸住宅に入居した場合、「子どもの見守り」サービスや「平日の夕食提供」サービスは、民間企業が提供する「ベビーシッターによる保育」「料理代行」サービスで代替する形で試算した。

これらのサービス利用に係る支出は、消費支出項目のうち「その他の消費支出」から捻出されたと想定し、一般的な月額 30 万円の母子世帯の消費支出項目からの余剰分、不足分を計上した。

またサービス付き母子シェアハウスでは、消費支出

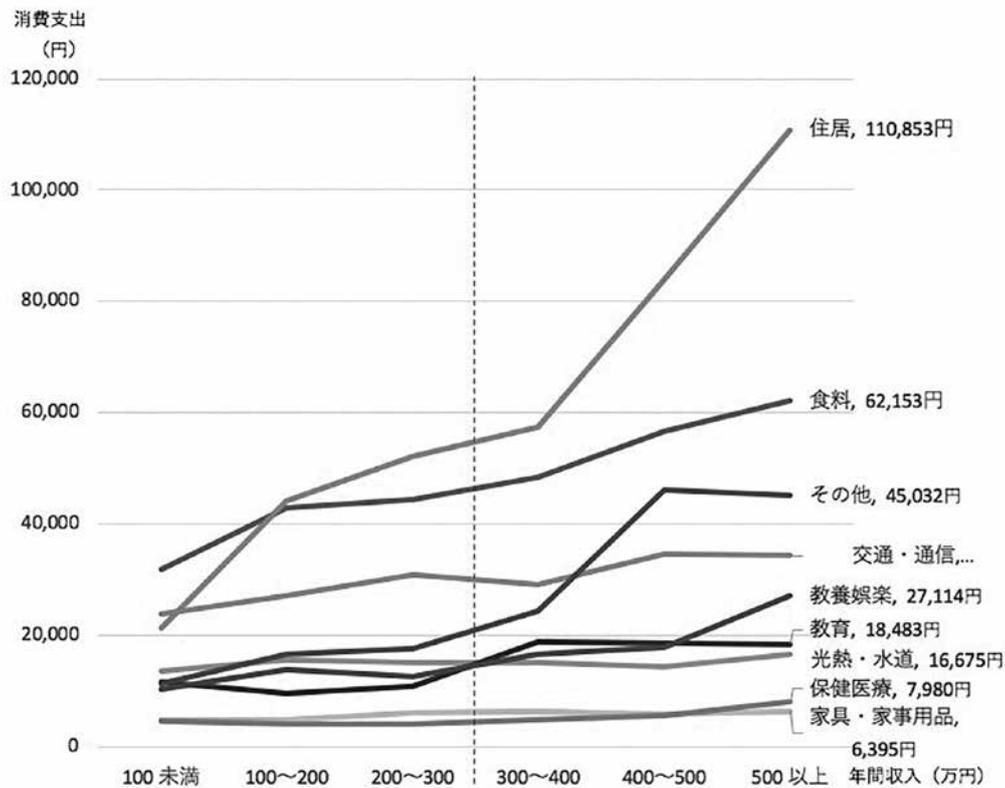
図表5：母子世帯の年収と家計項目

(単位：円)

年間収入帯	100万円未満	100万円以上 ～200万円未満	200万円以上 ～300万円未満	300万円以上 ～400万円未満	400万円以上 ～500万円未満	500万円以上
食料	31,870	42,867	44,303	48,413	56,549	62,153
住居	21,357	44,234	52,081	57,402	83,959	110,853
光熱・水道	13,542	15,573	15,145	15,192	14,374	16,675
家具・家事用品	4,907	4,890	5,995	6,272	5,748	6,395
保健医療	4,535	4,209	4,133	4,785	5,540	7,980
被覆及び履物	6,442	7,588	6,892	8,885	11,339	10,769
保健医療	4,535	4,209	4,133	4,785	5,540	7,980
交通・通信	23,948	27,227	30,783	29,129	34,537	34,358
教育	11,675	9,592	10,783	18,941	18,706	18,483
教養娯楽	10,298	13,801	12,499	16,522	17,860	27,114
その他の消費支出	11,334	16,605	17,652	24,463	46,010	45,032

本文に記載の方法にて筆者作成

図表6：母子世帯の年収と家計項目



図表5をもとに筆者作成

項目のうち、「食料」費の一部（平日20日分の夕食提供が含まれるため、その分の食費を除外）、「光熱・水道」費、「家具・家事用品」費は家賃・共益費に含まれるため、総括して「住居」費として計上した。

当初、一般賃貸住宅に入居した場合に利用するサービスは、サービス付き母子シェアハウスの提供するそれと同等の条件にて試算を行ったが、月の消費支出が58万円を超える結果となった。これは月収30万円の母子世帯にとって現実的に利用不可能な額であるであ

るため、子どもの夜間の見守り（ベビーシッターの利用）は週に1回の利用にする、料理代行も週に1回の利用で平日5日分の作り置きを行うなど、サービスの内容を現実的に支払い可能な範囲に縮小して再計算を行ったものが図表7である。

結果、一般賃貸住宅に入居してサービスを現実的に縮小した場合と比較しても、サービス付き母子シェアハウスに入居することで月額36,341円のシェアリング効果があることを確認した。

図表7：サービス付き母子シェアハウス／一般賃貸住宅入居時の消費支出項目の変化

(単位：円)

	サービス付き母子シェアハウス	一般賃貸住宅 (サービス付き母子シェアハウスの サービスと同等の場合)	一般賃貸住宅 (サービス付き母子シェアハウスの サービスを現実的に縮小した場合)
食料	31,416	56,549	56,549
住居	168,100	93,000	93,000
光熱・水道	-	14,374	14,374
家具・家事用品	-	5,748	5,748
ベビーシッター費	-	134,000	26,800
家事代行費	-	192,618	39,386
被服及び履物	11,339	11,339	11,339
保健医療	5,540	5,540	5,540
交通・通信	34,537	34,537	34,537
教育	18,706	18,706	18,706
教養娯楽	17,860	17,860	17,860
その他の消費支出	0	0	0
合計	287,498	584,271	323,839
余剰／不足分	7,124	-280,608	-19,210

総務省（2018年）「全国家計調査」をもとに筆者作成

第7章 「新たな住宅セーフティネット制度」活用における効果

新たな住宅セーフティネット制度の対象となる住戸にはいくつかの基準があるが、「登録基準については、地方公共団体が供給促進計画を定めることによって、強化・緩和をすることが可能」となっており、実際の運用は地方公共団体の基準設定に委ねられている。

「共同居住型住宅（シェアハウス）」についての要件も定められているが、想定している共同居住型住宅（シェアハウス）が単身者向けのものであるため、「専用居室の定員を1名」「専用居室9㎡以上」としている。現存する母子シェアハウスの多くでは、1つの専用居室に母子が共に複数名で入居して生活を行う形態をとっているため、運営事業者が登録申請を行っても登録認可が下りないという状況にある。対象となる住宅確保要配慮者を「高齢者、障害者、子育て世帯等」としていながら、共同居住型住宅（シェアハウス）の登録基準においては単身者向けのみを想定した登録基準となっている点に齟齬が生じていると言える。そこ

で、母子シェアハウスが新たな住宅セーフティネット制度の共同居住型住宅（シェアハウス）の対象に含まれた場合の効果について検証を行った。

まず、各年間収入帯においてサービス付き母子シェアハウスへの入居に充当可能な額を算出(a)⁽⁴⁾し、これに住宅セーフティネット制度の家賃低廉化補助費4万円が加わった場合(b)⁽⁵⁾を比較した(図表8)。

さらに、図表8の数値をもとに、母子世帯の平均年間収入⁽⁶⁾とa)、b)それぞれの近似相関式を求め、第6章でモデルとした世田谷区のサービス付き母子シェアハウスの入居費用月額168,100円⁽⁷⁾を捻出できる年間収入額を算出した。すると、世田谷区の家賃低廉化補助のない場合で4,487,689円、世田谷区の家賃低廉化補助が活用できた場合は3,709,770円となった。この年間収入額を超え、入居費用を支払える就労収入月額の層を5万円刻みで確認したところ、それぞれ約30万円と20万円となった。

これは世田谷区の母子世帯において、入居対象者が20.5%から50.0%と約2.4倍に拡大することを意味す

図表8：母子世帯の年間収入帯別充当可能居住関係費用

(単位：円)

年間収入帯	100万円未満	100万円以上 ～200万円未満	200万円以上 ～300万円未満	300万円以上 ～400万円未満	400万円以上 ～500万円未満	500万円以上
(平均年間収入)	745,000	1,594,000	2,413,000	3,427,000	4,458,000	5,886,000
(a) 入居充当可能額	65,304	100,354	110,563	124,846	175,224	206,579
(b) 入居充当可能額+補助費4万円	105,304	140,354	150,563	164,846	175,224	206,579

総務省（2014）「全国消費実態調査」等をもとに本文記載の計算方法にて作成

る(図表9)。

月間就労収入20万円の母子世帯がサービス付き母子シェアハウスへの入居によって就労条件にかかる制約が軽減され、月間就労収入30万円を得ることができるようになった場合、各種手当額と保険料額・税額がどのように変化するかを試算した。結果、年間50万円強の公費圧縮が可能になることを確認できた(図表10)。

第8章 考察

第4章の仮説に対して、それぞれ次のような結論を得られた。

まず、仮説1.については、第5章の研究ならびに第6章の試算から次の5点の結論を得られた。(1) 保証人不要や就労状況を問わないなど入居のハードルを下げている物件がほとんどであることから、住宅に困

窮する母子世帯の住まいの受け皿となる可能性が十分にある。(2) 付帯サービスがバリエーションに富んでおり、低所得階層のみ、母子世帯のみではなく、幅広い階層やニーズに対応する住宅支援モデルとなりうる。(3) 単世帯で居住する場合よりも母子世帯はサービス付き母子シェアハウスへの入居により、シェアリング効果を得られる。(4) 母子は子どもの社会性の醸成や母子の食生活の改善など、生活の質の向上を得られる。(5) 育児支援の不足や就労時間等の労働条件不適合等を理由に、やむをえずパート・アルバイト等の非正規雇用に就いていた母子世帯が正規雇用を目指せる環境を得る、非正規雇用形態においても就労時間の延長が可能になる、正規雇用形態で就労する母子世帯についてもより高い収入が得られる職業を選択する等、労働条件を優先した職業選択の可能性が広がる。

次に仮説2.ならびに仮説3.に対しては、第6章な

図表9：就労収入月額と実収入の平均的な額

	0 5 5 0 万円未満	5 0 5 1 0 0 万円未満	1 0 0 5 1 5 0 万円未満	1 5 0 5 2 0 0 万円未満	2 0 0 5 2 5 0 万円未満	2 5 0 5 3 0 0 万円未満	3 0 0 5 3 5 0 万円未満	3 5 0 5 4 0 0 万円未満	4 0 0 5 4 5 0 万円未満	4 5 0 5 5 0 万円未満	5 0 0 5 5 5 0 万円未満	5 5 0 5 6 0 0 万円未満	6 0 0 5 6 5 0 万円未満	6 5 0 5 7 0 0 万円未満	7 0 0 5 7 5 0 万円未満	7 5 0 5 8 0 0 万円未満	8 0 0 万円以上	無回答
全体(N=1,442)	7.7	6.4	10.1	10.4	12.1	10.3	7.1	6.7	4.8	3.5	2.1	1.3	0.9	0.4	0.1	0.1	0.6	15.4

350万円以上の層：全体の20.5%
200万円以上の層：全体の50.0%

出典：世田谷区(2019)「ひとり親家庭調査報告書」に筆者追記

図表10：就労収入月額30万円/20万円の場合の実収入・生活費・公費負担

	就労収入月額30万円		就労収入月額20万円		年度計差額
	月額	年度計	月額	年度計	
就労収入(A)	300,000	3,600,000	200,000	2,400,000	
各種手当(B)	99,610	1,195,320	112,667	1,352,000	
実収入(C=A+B)	399,610	4,795,320	312,667	3,752,000	
各種保険料・税の控除(D)	77,736	932,830	48,450	581,398	
公費負担(F=B-D)	21,874	262,490	64,217	770,602	508,112

国税庁「所得税」⁽⁸⁾、世田谷区「ひとり親家庭の方への支援一覧」⁽⁹⁾「保険料の計算方法」⁽¹⁰⁾「区税ガイドブック」⁽¹¹⁾等をもとに筆者作成

らびに第7章の試算から次の結論を得られた。(i) 母子世帯においては前述の通りシェアリング効果と生活の質の向上、収入アップの可能性を得る。(ii) 運営事業者においては対象となる顧客層が約2.4倍に拡大し、空室リスクを軽減することができる。(iii) 国・地方自治体においては年間約50万円の公費圧縮が可能になり、新たな住宅セーフティネット制度の家賃低廉化事業補助金の最高年額48万円を投下しても経済的効果を得られる上、母子の生活環境改善や貧困の連鎖の防止などの福祉的効果も得られる。

以上の通り、母子世帯のサービス付き母子シェアハウスへの入居と「新たな住宅セーフティネット制度」を活用した法整備や予算投下を行うことで(i) 母子世帯、(ii) 運営事業者、(iii) 国・地方自治体の三者それぞれに現存以上の効果がもたらされることを実証した。

第9章 おわりにー結論

本研究を通じて、サービス付き母子シェアハウスが母子世帯の「就労収入を高めるために都市近郊に住んで子どもを育てる」ことを実現する手段として有効であり、公民における居住支援施策として一定の効果を有していることを確認した。これにより母子世帯向けの支援費用を単なる福祉費用、コストとしてではなく、「母子家庭に自立を促す支援」「費用対効果が見込める投資」として位置付けることができる。

一方で、多くの課題も残されている。先行研究が指摘している通り、現状はほとんどが民間事業者による運営であるために、需給バランスが崩れれば、サービス縮小や事業撤退の可能性が高く、運営が不安定な状況であること、運営について明確な基準が存在しないために、ハードソフト両面で低質な母子シェアハウスが増える可能性があることなどが懸念される。

母子世帯の貧困解決のためには、行政の積極的な支援と関与によって官民一体となり、適切な運営基準についても十分な議論と検討がなされることが必要である。その具体的な一方策としてサービス付き母子シェアハウスへの入居が有効であることを経済的に確認できたことは大きい。

以上をもって新たな住宅セーフティネット制度の登録基準要件変更ならびに各地方自治体における母子シェアハウス運営・支援策の検討を提言し、当論文がその一助となることを期待する。

【謝辞】本論文の執筆にあたっては、大阪市立大学研究員の葛西リサ様、母子シェアハウス運営事業者ならびに入居者の皆様、東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻の根本祐二教授、山田肇教授、川崎一泰教授、ともに学んだ皆様から多大なご指導とご協力を頂いた。ここに記して感謝と敬意を評する。

注

- (1) 「セーフティネット住宅」情報提供システム (<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>) の表示件数を確認。
- (2) 総務省 (2015) 「国勢調査」 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161426.pdf>, 2019年12月30日閲覧。
- (3) 都市型居住における住居費負担の実感値に近く、地域性ならびに母子世帯という属性を考慮したものとして、葛西リサ (2017) 「母子世帯の居住貧困」(日本経済評論社) の大阪市における住居費負担率を元に【住居費 = 各年間収入帯における年間収入平均額 × 住居費負担率】として算出。
- (4) 消費支出項目の内、第6章でサービス付き母子シェアハウスの「住宅」費として計上した「食料」費の一部(平日20分の夕食費)、「光熱・水道」費、「家具・家事用品」費、ならびに「子どもの見守りに係る費用(ベビーシッター費)」や「平日の夕食提供に係る費用(家事代行費)」を捻出する「その他の消費支出」の和。
- (5) 補助費は年間収入432万円以下に適用のため、年間収入400万円未満の世帯のみ参入。
- (6) 平均年間収入額は総務省「家計調査」(2014)の各年間収入帯別の平均年間収入額を引用。
- (7) 家賃105,000円、共益費45,000円、未就学児加算8,100円、保育園へのお迎え費用10,000円の和。

- (8) 国税庁「所得税」、<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shotoku.htm>、2019年10月21日閲覧。
- (9) 世田谷区「ひとり親家庭の方への支援一覧」、<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/009/001/003/d00004854.html>、2019年10月13日閲覧。
- (10) 世田谷区「保険料の計算方法」、<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/003/002/003/d00032129.html>、2019年10月13日閲覧。
- (11) 世田谷区「区税ガイドブック第3章住民税について」、https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/003/001/001/002/d00040625_d/fil/01.pdf、2019年10月13日閲覧。
- 求を満たすシェア居住の可能性」都市住宅学2012(79)、P77-81、公益社団法人都市住宅学会
- vii Kuzunishi (2008) “*Problem Mismatch between the Process of Securing Permanent Housing and Housing policy for Single Mother Households in Japan*”. Proceedings of International Symposium on City Planning, pp. 554-563.
- viii 葛西リサ、室崎千重、岡崎愛子(2018)「母子世帯向けシェアハウスの全国的動向—運営主体の実態と建物、家賃と付帯サービスの方法—」都市住宅学103号
- ix 総務省(2014)「全国消費実態調査」家計収支に関する結果、<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.html>、2019年10月31日閲覧

参考資料

- i 厚生労働省(2017)「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>、2019年10月31日閲覧
- ii 厚生労働省(2019)「平成30年国民生活基礎調査」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa18/index.html>、2019年10月31日閲覧
- iii 世田谷区(2019)「ひとり親家庭調査報告書」https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00180191_d/fil/2.pdf、2019年10月31日閲覧
- iv 文部科学省(2014)「平成26年度子供の学習費調査」http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k_detail/1364721.htm、2019年10月31日閲覧
- v 国立大学法人お茶の水女子大学(2014)「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査」https://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren_chousa/pdf/hogosha_factorial_experiment.pdf、2019年10月31日閲覧
- vi 近藤民代・葛西リサ(2012)「母子世帯の居住要